

景観利益と裁判 —国立から鞆の浦、そしてかき船へ—



講師 広島大学 名誉教授 と き

6月5日(日)

(環境の日)

13:30~15:30

富井 利安

ところ **グリーンアリーナ** 地下小会議室

会場変更 広島県広島市中区基町4-1 - 082-502-3117

講師からのメッセージ

いま景観の価値が見直されているのは何故であろうか。

時世の空気はけって明るいとはいえないのに。景観を大切にすることは「人間性の否定することができない文化的要求である」(西山卯三)という言葉の重みを感じる。

景観に「ハマった」(傾注することになった)理由はよくわからない。ただ、公害→環境(破壊)→景観(侵害)は私には一つの線で結ばれているように見えるので自ずとそうなったということかもしれない。このことを「景観利益」と「裁判」というキーワードで探してみたい。

● 事務局より

環境法の新たな展開が、市民運動の高まりの中進んできました。

国立・鞆の浦判決が出された意義を踏まえたとき、広島市のかき船問題はこの課題に逆行するものと思われる、講師に専門家の立場から、この問題のもつ景観利益という視点から、問題提起をお願いしました。

関心のある方の理論的確信に、お役立てください

